

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金

1.住宅に係る審査料金

①一戸建ての住宅

(税抜金額 単位:円)

	単願審査	併願審査(※1)
料 金	¥30,000	¥10,000

※1:併願申請とは、弊社にて設計住宅性能評価との併願を言い、低炭素建築物の性能を満たすものに限る

②共同住宅等

(税抜金額 単位:円)

	a.住戸のみ	b.建築物全体
料 金	80,000 + (2,000×戸数)	80,000 + (2,000×戸数) + 100,000

※ 併用住宅で1住戸のみの申請の場合、料金は一戸建ての住宅の料金とする。

※ 戸数が5戸以下の申請の場合、戸数は5戸にて計算する。

※ 併願申請は、別途見積もりとする。

※ 用途が複数の場合は、別途見積もりとする。

2.非住宅に係る審査料金

(税抜金額 単位:円)

	①用途 (※下記参照)		②用途 (※下記参照)	
	標準入力法	モデル入力法	標準入力法	モデル入力法
300㎡未満	130,000	70,000	90,000	45,000
300㎡ ～2,000㎡未満	250,000	150,000	180,000 (150,000)	80,000 (60,000)
2,000㎡ ～3,000㎡未満	300,000	180,000	200,000 (180,000)	100,000 (80,000)
3,000㎡ ～4,000㎡未満	350,000	200,000	230,000 (200,000)	130,000 (100,000)
4,000㎡ ～5,000㎡未満	400,000	230,000	250,000 (230,000)	150,000 (120,000)
5,000㎡ ～10,000㎡未満	450,000	250,000	300,000 (250,000)	200,000 (150,000)
10,000㎡～20,000㎡未満	550,000	300,000	350,000 (300,000)	250,000 (180,000)
20,000㎡～	650,000	350,000	450,000 (350,000)	300,000 (200,000)

※①用途:建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途の場合

※②用途:建築物の用途が①に掲げるもの以外の場合。ただし、主要な用途が工場・倉庫等の場合、()内の料金を適用する。

※ 主要室入力法は、主要室入力法を含む

※ 一つの申請範囲に用途分類が複数ある場合、用途ごとに当該面積を算定し、その比率が最も大きくなる用途の料金を適用する。

その他

(税抜金額 単位:円)

- ・ 適合証の再発行は、戸当たり3,000円とする。
- ・ 変更審査料は、別途見積もりとする。
- ・ 消費税は、交付時点の消費税率を適用する。

問い合わせ先
性能評価部:03-6457-5640